

1. 組織名

日本経済団体連合会 TPPプロジェクトチーム

4. 提出意見③

該当する交渉分野

原産地規則

意見

(1) 関税撤廃のメリットを享受するためにも、複数国にまたがる商流およびサプライチェーンなどビジネスの実態に合致し、企業にとって使い勝手の良い原産地規則原産地証明書発給手続とすべきである。具体的には、以下に示すような事項を規定すべきである。

- ① 関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準など、分野毎に複数の選択肢の中から自由に選択できる制度の採用。
- ② 計算方式について、積上方式と控除方式の選択制。中間財の計算は、ロールアップ方式を採用。
- ③ 累積規定の採用。
- ④ 直送原則に係る要件の緩和。
- ⑤ 第三国インボイスの利用可。
- ⑥ 認定輸出者自己証明制度と第三者証明制度の併用。
- ⑦ 原産地証明書における FOB 価格の記載不要化。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

- 1-1 FTA・EPA 毎に原産地規則が異なる場合、同じ品目にも拘らず、異なる資料を収集し、複数回に亘り原産地判定を行わなければならない。
- 1-2 ロールアップ方式や累積規定の採用がないと、原産地比率の要件を満たすことが厳しくなり、関税低減メリットを受け難くなる。
- 1-3 日メキシコEPAなどでは、第三国で最終製品の最終検査を行ったために、EPA の利用をできないケースがある。
- 1-4 第三者証明の場合、発給および受領に時間を要し、特に AIR 出荷の場合、FTA・EPA の利用をあきらめざるを得ないケースがある。他方、輸出量が少ないケースでは、登録料や申請の労力を考慮すると、認定輸出者制度を利用するよりも、第三者証明の方が望ましいケースも存在する。

(2) 鉄鋼・鉄鋼製品については、関税分類変更基準(HS コード 4 桁の変更)を採用すべきである。二工程基準を導入する場合は、国をまたがっての加工も認めるべきである。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

- 2-1 一部の FTA・EPA で、鉄鋼・鉄鋼製品への適用が難しい付加価値基準が設定されている例がある。ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)では、一部の鉄鋼製品で、関税分類変更基準に加えて二工程基準を満たす必要があり、かつ一国内で二工程基準を満たすことが求められている。

(3) 繊維・繊維製品については、二工程基準を採用すべきである。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

- 3-1 繊維分野では、FTA・EPA 締結国相互の繊維産業の発展、第三国によるフリーライドの回避の観点から、二工程基準をベースとして ASEAN 等との FTA を推進してきた。今後それが崩れると運用面で複雑になり、ビジネス面の利便性が低下する。